

## 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

#### I 経緯

情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境が変化する中で、利用者保護を確保しつつ、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働（オープン・イノベーション）を推進する環境を整備する必要がある。

このような状況を踏まえ、①電子決済等代行業者に登録制を導入し、利用者に関する情報の安全管理や、電子決済等代行業を営むに際しての金融機関との契約締結等を求めること、②金融機関に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の作成・公表等を求めること等を内容とする「銀行法等の一部を改正する法律」が、平成29年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された。（資料4-1-1）

これを受け、関係政令及び内閣府令等の整備を行った（30年5月30日公布、同年6月1日施行）。

（参考）金融機関によるオープンAPI導入状況について

同法に基づき、30年6月29日までに各金融機関が公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」等によれば、全邦銀137行のうち、インターネットバンキングを提供していない9行を除く128行がオープンAPIを導入する旨を表明している。さらに、その128行のうち121行は、32年6月までの導入を表明している。

#### II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。

##### 1. 電子決済等代行業に係る制度整備

###### （1）電子決済等代行業者の登録制導入とルール整備

法改正により、預金者の委託を受けて、銀行等に接続して、銀行等に対する決済指図の伝達や銀行等から口座情報の取得等を業として行う業者（電子決済等代行業者）に対して登録制を導入するとともに、利用者保護のための体制整備等を求める規定等を整備した。

これに伴い、関係府令を改正し、

- ・ 利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして電子決済等代行業に該当しない行為
- ・ 財産的基礎の水準（純資産額が負の値でないこと）

- ・ 利用者に提供する情報の内容（電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明、手数料や中途解約時の取扱い等契約内容に係る情報提供、為替取引の結果の通知等）
- ・ 電子決済等代行業を健全かつ適切に運営するための体制整備義務の内容（情報の安全管理措置、委託業務的確な遂行を確保するための措置等）
- ・ 銀行等との間の契約に定めなければならない事項、契約の公表方法等を規定した。

(2) 銀行等におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置の整備

法改正により、銀行等に、電子決済等代行業者との接続に係る基準を策定し、公表することを求めることとした。

これに伴い、関係府令を改正し、

- ・ 基準の公表方法
  - ・ 基準に含まれる事項（情報の安全管理措置、法令遵守体制）
- 等を規定した。

2. 銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和

法改正により、銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、一定の条件を満たす場合には当該変更届出を不要とすることとした。

これに伴い、関係府令を改正し、増改築等のやむを得ない理由による営業所の所在地の位置変更で、元の位置に戻ることが明らかな場合を届出不要な場合として規定した。

## 第2節 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第10号）

### I 経緯・概要

平成17年改正前の保険業法において、「保険業」は「不特定の者を相手方」とする保険の引受けと定義されており、「特定の者を相手方」とする保険の引受けを行う共済は、保険業法上の「保険業」に該当せず保険業法の適用がなかった。

このような状況の中で、「根拠法のない共済」については、保険契約者保護のための規制や制度が存在せず、契約者保護等の観点から問題とされていた。そのため、17年保険業法改正において、「特定の者を相手方」として保険の引受けを行う事業についても原則として保険業法の規定を適用させるとともに、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、新たな規制の枠組み（＝少額短期保険制度）を創設した。その際に、従前から共済事業を行っていた者で少額短期保険業者となった者については、激変緩和のため、25年3月末までの間、引受可能な保険金額の上限に経過措置を設けたが、その後、当該経過措置を24年保険業法改正により延長し、30年3月末に期限が到来することとなっていた。

こうした中、当該経過措置の取扱いについて検討するため、「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」を設置し、29年9月に報告書が取りまとめられた。同報告書の内容等も踏まえ、経過措置を5年間延長し35年3月末までとする「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を29年11月に国会に提出した（30年3月30日に成立、同年3月31日に公布）。

また、同法案の成立を受けて、経過措置期間における引受可能な保険金額の上限について、新規契約に関し一律本則の2倍に縮小する等の「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」を含む関係政府令が同年3月31日に公布された（資料4-2-1参照）。

### II その他

#### 1. 施行期日

この法律は、30年4月1日から施行された。

### 第3節 ITの進展等への対応

#### I FinTechサポートデスク

##### 1. 経緯

平成27年9月に公表した「平成27事務年度 金融行政方針」において、金融庁としては、フィンテックの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、フィンテックの動向を出来る限り先取りして把握していくこととしている。

これを受け、27年12月、フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口として「FinTechサポートデスク」を金融庁に設置し、IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促している。

##### 2. 概要

「FinTechサポートデスク」においては、事業者からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネスや事業者のニーズ把握を進めている。

29事務年度においては、計380件の問い合わせが寄せられている。月平均では31件の問い合わせが寄せられており、そのうちの多く（8割強）は事業計画に基づいた、法令解釈に係る具体的な相談が占めている。相談内容としては、仮想通貨等の資金決済関連が多いが、それ以外の相談も増加傾向にあり、引き続きフィンテックに関する関心の高さが窺われる。

こうした法令解釈に係る相談（319件）のうち、既に対応が終了した案件（226件）については、平均して5営業日以内に対応する等、迅速な支援を継続し、フィンテック企業等による事業の後押しを行っている。（資料4-3-1参照）

#### II FinTech実証実験ハブ

##### 1. 経緯・背景等

フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、29年9月、フィンテック企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、「FinTech実証実験ハブ」を設置した。（資料4-3-2参照）

29事務年度においては、4件の実証実験について支援決定・公表を行った。

##### 2. 支援決定案件の概要（29事務年度）

- (1) ブロックチェーン技術を用いて本人確認手続を共同で行うシステムの構築  
ブロックチェーン技術を用いて、顧客の本人確認手続を金融機関共同で実

施するシステム（本枠組みに参加する金融機関のいずれかで本人確認済みの顧客については、他の参加金融機関との間で新規取引を行おうとする際には、再度の本人確認を不要とする仕組み）の構築を検討する実証実験。

（２）顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器について

顔認証技術を用いて本人確認を行い、キャッシュカードを即時発行する機器の正式導入に向け、顔認証技術を用いた本人確認の事務フローを確認するとともに、銀行事務の効率化や顧客の利便性を検証する実証実験。

（３）人工知能を用いた金融機関のコンプラ業務の効率化

現状、金融機関では営業員が作成した金融商品販売時の応接記録や顧客から寄せられる様々な声（意見・申し出）の記録が数多く作成・蓄積されており、それらの記録におけるコンプライアンス違反のチェック及び顧客からの苦情等の抽出に係る確認業務を行っている。そうした記録一つ一つに対し、人工知能（ＡＩ）がスコアリングし確認の優先順位付けを行うことで、確認業務を効率化・高度化することが可能かを検証する実証実験。

（４）サブＳＩＭを用いた本人認証の実施

利用者が所有するスマートフォンのＳＩＭカード（Subscriber Identity Module、加入者識別モジュール。ＩＣカードの一種。）に、新たなサブＳＩＭを貼り付け、当該サブＳＩＭに電子証明書を搭載することで、ＳＩＭカードを本人認証や金融取引の電子署名として利用できるプラットフォームを提供し、当該プラットフォームにおける取引の安全性や利便性の向上等について検証する実証実験。

### Ⅲ 「決済高度化官民推進会議」の開催

#### １．経緯・背景等

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ＩＴイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要である。

27年12月に、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、28年6月3日に「決済高度化官民推進会議」（座長：森下哲朗 上智大学

法科大学院教授)が設置された。(資料4-3-3参照)

## 2. 議論の状況

### ○第4回(29年12月20日開催)

アクションプランの進捗状況及び第3回で銀行界より新たに示された手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化について、各説明者より報告が行われ、討議が実施された。

- ・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
- ・中小企業庁：共通EDIに関する中小企業庁の取組状況
- ・財務省：外為報告の合理化の対応状況
- ・金融情報システムセンター(FISC)：情報セキュリティに関する取組状況

### ○第5回(30年6月11日開催)

アクションプランの進捗状況及び手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化について、各説明者より報告が行われ、討議が実施された。

- ・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
- ・中小企業庁：商流EDIと金融EDIの連携に関する中小企業庁の取組状況
- ・財務省：外為報告の合理化の取組状況
- ・FISC：情報セキュリティに関する取組状況
- ・金融庁：オンラインで完結する本人確認の実現に向けた検討状況

## IV 金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直し等について

### 1. 背景

IT・オンライン化を通じた事業の合理化や新たなサービス提供が進む中、こうした金融を取り巻く環境の変化に対応できていない規制が存在するとの指摘等を踏まえ、金融庁では、29事務年度においては以下のような制度の見直しを行った。

### 2. 取組実績

#### (1) オンラインで完結する本人確認方法

金融機関等に本人確認義務を課す「犯罪収益移転防止法」では、非対面での本人確認の方法として、「顧客から身分証(写し)の送付を受け、顧客宅に転送不要郵便を送付する方法」等を規定しているが、諸外国のようなオンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在しないため、フィンテックビジネスに支障をきたしているとの指摘があった。

こうした指摘を踏まえ、29年6月より「FinTech時代のオンライン取引研究会」において、オンラインで完結する本人確認の方法について議論・検討を実施した。この検討結果を踏まえ、警察庁に対して、新たな確認

方法の追加を要望し、調整を行った。その結果、30年6月、顧客から顔写真付きの本人確認書類と顧客の顔の画像の送信を受ける方法等の追加等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則改正に係るパブリックコメントが実施された。(資料4-3-4参照)

## (2) 銀行代理業及び銀行等の店舗制度等に係る規制緩和等

銀行代理業制度について、増改築等による営業所の一時的な移転の場合の届出義務を緩和したほか、参入要件のうち、銀行代理業に係る法令等遵守のための統括部署に係る要件を緩和するとともに、営業所への配置が義務付けられている実務経験者に係る形式的な業務経験年数要件の撤廃等の規制緩和を行った(資料4-3-5参照)。

さらに、電子決済等代行業制度の創設等を踏まえ、電子決済等代行業と銀行代理業との関係等を明確化するため、「銀行法等に関する留意事項について(銀行法等ガイドライン)」を策定した。

また、銀行等において、金融環境の変化に対応した店舗戦略や業務運営に関する改革が進められていることを踏まえ、関係者から寄せられた規制緩和と要望への対応を検討し、主に以下の2点を内容とする「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」を公表し、パブリックコメント手続を行った。

- ① 銀行等の店舗の休日について、従来、当座預金業務を営む店舗の休日は、土曜、日曜、祝日と12月31日から1月3日までと法令で統一的に定められていたが、より弾力的な店舗運営を可能とするため、関係府令を改正し、顧客利便を著しく損なわないことを条件に金融庁長官の承認を受けた日も休日にできることとする。
- ② 複数の銀行による共同店舗の運営について、店舗共同化のメリットを十分に享受することができるよう、例えば、顧客説明を十分に行っていれば、必ずしも遮断壁などの物理的な障壁によって各銀行店舗を仕切る必要はないといった運営基準等を監督指針の改正により明確化することとする。

## V フィンテックに係る国際的なネットワークの強化

### 1. 背景

フィンテックの進展に伴い金融サービス分野において構造的変化が起こりつつある中、こうした変化に適切に対応するためには、国内外の多様な分野の専門家等の知見を活用して、フィンテックに係る動向を先取的に把握し、フォワードルッキングな対応を図っていくことが求められている。

特に、フィンテックの進展はグローバルに展開しているため、海外当局や研究者等との連携を図っていく必要があるため、フィンテックに関する国際的なネットワークの強化に向けた取組みを実施した。

## 2. 取組み実績

### (1) フィンテック・サミットの開催

29年9月、4日間にわたって、フィンテックをテーマにしたグローバルイベント「フィンサム・ウィーク 2017」を開催し、その中で、2016年に引き続き、各国のフィンテック関係者が参加する「フィンテック・サミット 2017」を東京で開催した。フィンサム・ウィーク期間中のイベント全体には、のべおよそ1万人が参加した。(資料4-3-6参照)

### (2) ブロックチェーン技術に関する国際共同研究

29年7月より行っているブロックチェーン技術を用いた金融取引に関する調査研究の内容も踏まえつつ、国内外の金融当局及び中央銀行や国内外の学会関係者等のメンバーからなる「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」を30年3月に東京で開催した。(資料4-3-7参照)

### (3) フィンテック推進協力枠組み

海外当局との間でフィンテック推進に向けた協力体制を更に強化するため、29年9月にアブダビ・グローバル・マーケット金融サービス規制庁、30年4月にスイス金融市場監督機構との間で、フィンテック推進協力枠組みに係る書簡交換を行った。

この結果、それまで既に書簡交換を行っていた金融当局(英国金融行為規制機構、シンガポール金融管理局、オーストラリア証券投資委員会)と併せて、5つの金融当局との間で協力枠組みの構築を行ったこととなる。(資料4-3-8参照)

## VI 「仮想通貨交換業等に関する研究会」の開催

### 1. 経緯・背景等

仮想通貨(暗号資産)に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、29年4月より、仮想通貨(暗号資産)と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。

その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨(暗号資産)の価格が乱高下し、仮想通貨(暗号資産)が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨(暗号資産)の取引や仮想通貨(暗号資産)による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。

こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、30年4月より議論を開始した。(資料4-3-9参照)

## 2. 議論の状況

○第1回(30年4月10日開催)

仮想通貨交換業等についての現行制度、仮想通貨(暗号資産)の取引やICO(Initial Coin Offering)の状況等について議論

○第2回(30年4月27日開催)

仮想通貨交換業者に対するこれまでの監督上の対応、仮想通貨(暗号資産)等をめぐる国際的な議論・各国の対応の状況等について議論

○第3回(30年5月22日開催)

仮想通貨(暗号資産)やそれに関する取引をめぐるプレイヤーの状況、仮想通貨(暗号資産)やそれに関する技術についての各国当局者等による指摘等について議論

○第4回(30年6月15日開催)

仮想通貨(暗号資産)やそれに関する取引・技術の分野でグローバルに活動している者からのヒアリング

## 第4節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

### I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

同法に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。（資料4-4-1参照）

### II 預保納付金事業について

預保納付金の具体的使途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームにおいて議論がなされた。その結果、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとされた（内閣府・財務省令で規定）。

預保納付金事業は、公募を通じて選定された公益財団法人日本財団を事業の担い手として25年度より開始されている。

（参考）事業の概要（後述の通り、28年より事業内容の見直しがなされている）

① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした無利子貸与、返済期間は30年以内）

- ・ 大学生：月額8万円、大学院生：月額10万円
- ・ 高校生：月額5万円（私立）、3万円（国公立）
- ・ 入学時に一時金を貸与（大学生は30万円）

② 団体助成事業

犯罪被害者等を支援する団体を対象に、当該団体の財政基盤を支える仕組み

を作る事業や犯罪被害者等への支援拡充のための資機材を整備する事業等について、助成を行っている。

### Ⅲ 預保納付金事業の見直しについて

#### 1. 預保納付金事業の見直し

預保納付金事業について、政府の第3次犯罪被害者等基本計画（計画期間：28～32年度）の策定に向けた議論を通じて、その見直しを求める意見が寄せられてきた。27年11月に、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームを設置し、議論が行われ、28年3月に報告書が取りまとめられた。同報告書で示された見直しの主な内容は、以下のとおり。（資料4-4-2参照）

##### ① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした給付）

貸与制から給付制に移行する。

- ・大学生：月額5万円、大学院生：月額5万円
- ・高校生：月額2.5万円（私立）、1.7万円（国公立）
- ・入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

##### ② 団体助成事業

団体助成事業において、原則として人件費は対象となっていなかったところ、犯罪被害者等支援団体への定着が見込まれる人材について、相談員としての要件を満たすまでの必要な育成費（雇用経費）を助成対象に追加。

#### 2. 新事業の開始等

事業内容の変更に伴い、担い手の再選定を公募により実施。28年10月に公益財団法人日本財団を担い手に選定の上、28年12月から新事業を開始している。

## 第5節 休眠預金等活用法について

### I 経緯

現状、金融機関においては、長期（10年）にわたって入出金等の異動がない預金（休眠預金）が毎年1,200億円程度発生しており、金融機関は、休眠預金を利益として計上するが、預金者から請求があれば払戻しを行っている（毎年500億円程度が返還）。

休眠預金を民間の公益活動に活用するとの観点から、平成28年5月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）案」（議員立法）が国会に提出され、同年12月に成立、平成30年1月より全面施行された。

### II 概要

#### 1. 法律の概要（資料4-5-1参照）

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

#### 2. 平成29事務年度の取組み

休眠預金等活用法第48条において、「政府は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動促進業務に活用するとのこの法律の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」と規定されていることを踏まえ、各種の広報活動に取り組んだ。

具体的には、法の趣旨や移管された休眠預金等についても預金者等が返還請求を行えること等について国民に周知を図るため、広報ポスターを作成し金融機関等に配布した。また、金融庁ホームページにおいてウェブサイトを新たに開設し、預貯金者の方などのためのQ&A等を掲載したほか、政府広報として新聞広告の掲示等を行った。